

公安委員会会議録

開催日時	自 午後 1時00分 令和7年4月23日(水) 至 午後 3時25分	
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	今村委員長 野村委員 弘永委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 「重点支援地方交付金」を活用した街頭防犯カメラ設置補助金交付事業の実施
生活安全部長から、

当該事業を始めるに至った背景は、全国的に凶悪な手口の強盗事件等が発生し、県内でも下松市や光市で強盗事件等が発生するなど、県民の体感治安に大きな影響を与えており、昨今の強盗事件等が住宅地を中心に発生していることを踏まえ、令和5年度にも実施した同様の事業において対象としていなかった住宅街への設置の必要性が認められた。

また、令和6年12月に開催された犯罪対策閣僚会議において、いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策がまとめられ、地域住民を犯罪被害に遭わせないための対策において、重点支援地方交付金を活用しての防犯カメラの整備が明記されたことから、県警察において当該事業を推進しているもの。

(1) 期待される効果

地域住民の安心感及び防犯意識の醸成と、犯人の早期検挙により再被害を防止するなど、県民の安心・安全の確保が期待される。

(2) 令和5年度の同事業の実施状況

前回の令和5年度は、32団体により47台の街頭防犯カメラを設置し、設置主体は自治会が25団体、商店街等が6団体及びその他が1団体であった。

設置場所は主要交差点、商店街及び駅であり、設置効果として、一部の自治会では犯罪が減少したほか、窃盗事件等の捜査や行方不明者の捜索で活用した。設置後の体感治安に関するアンケートでは、「防犯カメラを設置している柱に、防犯カメラ作動中と表示されており、犯罪抑止が期待でき、見守られているとの安心感がある。」との声があった。

(3) 今年度の事業概要

自治会や商店街など地域団体からの防犯カメラ設置要望に基づいて、防犯カメラを設置し、その費用を補助する。

補助対象は地域住民で構成される自治会などで、個人は補助対象とならない。

(4) 事業費

1,025万円であり、防犯カメラ設置費用の補助上限額は1台当たり25万円となる。

事業全体では41台以上の設置が見込まれており、補助率は4分の3となる。幅広い団体が設置できるように、地域団体ごとの補助上限額は100万円としている。

なお、防犯カメラの維持管理費用、電気使用料及び撤去費用は補助対象外である。

(5) 場所選定

駅周辺、主要交差点、幹線道路、繁華街及び住宅街等であり、広域的な犯罪をはじめ、各種犯罪の発生を抑止する目的に資する場所としている。

(6) 申請受理期間等

令和7年4月15日から9月1日の間としているが、申請状況に応じて短縮又は延長の可能性はある。

(7) 参考

中国・四国地方で当該事業を行っている県警察は、山口県警察のみである。

(8) 今後の予定

今後も地域団体に対し、防犯カメラ設置等に向けた働きかけを行うとともに、当該事業とは別に、市町管理の防犯カメラの設置に向けた働きかけを、市町に対して行うなど、市町と地域住民が一体となり地域の防犯力の向上に努めていきたい。

旨の説明があった。

野村委員から、「防犯カメラの設置により、犯罪者の検挙や犯罪の抑止に対する効果があることは報道でも取り扱われており、住民に有用だと伝わっていると思う。警察として効果的と思われる設置箇所であっても、自治会等の意向が無ければ設置できないのではないかと思うので、事業のPRを行っていくことが大切である。ところで、今回の事業では、どの程度の申請を見込んでいるのか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「前回の令和5年度と同程度の申請を想定している。」旨の説明があった。

弘永委員から、「中国・四国地方では山口県警察が先駆けとのことであり、有意義な取組だと思う。防犯カメラの設置を行う自治会等の意思決定には時間がかかると思うので、早めの働きかけを行い、県警察で設置して欲しい箇所などがあれば、間接的にも働きかけると良いのではないか。ところで、下関市で同様の事業を把握しているが、山口県内で他に街頭防犯カメラ設置に係る補助を行う自治体はあるのか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「山口市をはじめ、複数の自治体で予算化していると承知している。」旨の説明があった。

今村委員長から、「令和5年度の際も、良い施策であると思った。防犯カメラの設置に対して、以前はプライバシーの問題を気にする方が多かったようだが、最近では維持管理費用の問題が大きいのではないか。この事業が広告塔となり呼び水効果を得られると良いと思う。いつまでも補助を続けられるわけではないので、防犯カメラの設置を市町に呼びかけていくことが重要である。」旨の発言があった。

2 自転車運転者講習の実施

交通部長から、

自転車の運転に関して、過去3年以内に2回以上の危険な違反行為をした運転者に講習が義務付けられており、平成27年6月の施行以降、県内で初めて2名の者に対し、自転車運転者講習を実施した。

なお、3か月以内に受講を拒否した場合は、罰金5万円以下の罰則がある。

(1) 違反行為の状況

受講対象となった2名は、両名とも酒気帯び運転を2回繰り返したものの。

(2) 講習時間及び場所等

講習時間は3時間であり、受講料は6,150円となっている。

講習場所は山口県交通安全学習館である。

(3) 講習カリキュラム（警察庁指定）

講習の内容は、運転者としての資質の向上に関すること、自転車の運転について必要な適性や知識についてである。

ア テスト

交通ルールに関する10問の小テスト

イ 体験談紹介（被害者及び被害者遺族）

テキストにより、交通事故の悲惨さを説明

ウ 事故事例疑似体験

テキストによる事例紹介及びDVDによる交通事故疑似体験

エ 体験談紹介

テキストにより、事故に伴う社会的責任と人生設計上の影響の説明

オ 自転車ルール遵守の徹底

テキストにより、自転車の通行方法等のルールの確認、留意点説明

カ 個人ワーク討議等

自らが犯した危険行為の内容について、原因や周囲への影響等を考察し、発表

キ 再検査

交通ルールに関する7問の小テスト

ク 総括

本講習により気づいた事項等について感想文を作成し、発表

(4) 受講者の感想

「被害者遺族のDVDを見て、軽い気持ちの違反により悲惨な事故になることがよくわかり、気を付けようと思った。」や「今まで、これくらいはいいや、という気持ちで酒気帯び運転をしていたが、改めようと思った。」などの感想があった。

(5) 今後の取組等

ア 自転車危険行為登録状況

平成27年以降、令和5年まで毎年20件前後で推移していたが、昨年11月に酒気帯び運転が違反行為に追加されたことで登録件数が増加しており、本年に入り、3か月で、33件の自転車危険行為が登録されており、このうち酒気帯びが29件となっている。

イ 自転車の運転に係る危険行為の年代別人数

年代別の内訳では、大学生を含む20歳以上の方が7割以上を占めている状況であり、あらゆる世代を対象とした自転車ルールの周知が求められている。

ウ 年代別の交通安全教育実施状況

令和6年中の交通安全教室においては、小・中学生に対して自転車ルールの教育を実施しているものの、大学生以上の方に対しては自転車以外の交通安全教育が中心であり、今後は自転車ルールの周知徹底が課題となっている。

エ 今後の取組

今後は、SNSなどを活用し、より多くの方に周知できるよう工夫を凝らした広報素材を作成し広報する。大学生以上の方や高齢者に対しては、自転車ルールに関することを盛り込んだ講習などを行っていきたいと考えている。

本年発生した死亡事故10件のうち、2件は自転車運転者が亡くなっている

ことから、交通指導取締りにも力を入れたい。

来年は、道路交通法の改正により、自転車の反則通告制度の導入等がなされ、自転車運転者講習の対象者増加が予想されるので、警察官に対しても教養を実施していきたい。

旨の説明があった。

野村委員から、「歩行者の立場では自転車が怖いと思う瞬間もある。自転車の危険性を周知するのは良い取組であり、当該講習では自転車事故の体験談紹介を盛り込んでいるようだが、大切であると思う。自転車の危険性を軽視する方もおられるが、自転車事故により重篤な傷害を負うケースもある。高齢の方への周知も併せて交通安全教育をよろしく願います。」旨の発言があった。

弘永委員から、「自転車のマナーやルールに関しては全国的な問題でもあり、周知が十分ではないと思うので、全国的にPRを行っていく必要があるのではないか。今回の講習についても、県民に十分認知されていない可能性もある。引き続き、交通安全教育をよろしく願います。」旨の発言があった。

今村委員長から、「昔から自転車を利用している世代は、自転車の運転による危険性を軽視している可能性もある。今後は講習制度を周知していくことが大切である。講習を受講する方が増えると、業務負担が増すと思うので対策が必要だと思う。加えて外国人の自転車運転に関するルールの徹底も必要なのではないか。」旨の発言があった。

3 警備部隊の新体制の概要

警備部長から、

警備部隊の新体制について、概要を説明する。

(1) 機動隊

- 本年度、3人が新規に入隊した。
各種訓練を通じて早期戦力化を目指したい。
- 上半期の出動
 - ・ 潜水により海中転落車両の引上作業に従事
 - ・ ゴールデンウィーク期間中は、大規模イベントの対応に従事する予定

(2) 管区機動隊

- 春季異動により隊員の多くが入れ替わった。
- 大阪・関西万博への派遣に備え、基礎訓練を実施した。
- 上半期の出動等
 - ・ 大阪・関西万博への派遣
 - ・ 今後は、定期的な訓練を行っていく予定

(3) 女性機動隊

- 春季異動により、小隊長以下多くの隊員が入れ替わった。
- 集合訓練を実施予定であり、各種警備実施に備えて部隊練度を向上させる。

(4) 航空隊

- 令和6年4月、操縦士と整備士を新規採用し、即戦力として活躍中である。
- 今後は、機動隊との合同訓練等を実施予定である。

(5) 今後の方針

各種訓練を通じた部隊練度向上、部隊間連携強化及び各種警備実施における積極的な部隊運用を行っていききたい。

旨の説明があった。

野村委員から、「警備部隊の主な活動は、要人警護や災害対応が想定され、緊張感の

ある仕事だと思うが、殉職・受傷事故防止に配慮してほしい。」旨の発言があった。

弘永委員から、「女性機動隊の主な役割はどのようなものか。さらに、女性機動隊員の選抜方法はどのようにしているのか。」旨の発言があり、警備部長から、「最近の現場では女性機動隊員による対応が必要な場合もあり、要人警護に対しても女性機動隊員が活躍する場面がある。選抜方法については、本人の意向などを踏まえ選抜している。」旨の説明があった。

今村委員長から、「女性機動隊と航空隊は過去に視察し、活動についてはよく理解できた。女性機動隊の訓練には圧倒され、小隊長以下やりがいを持ち士気が高いと感じた。女性機動隊員が活躍する場面が想定されることから、重宝されるのではないか。女性同士での情報交換ができる場としても、集合訓練は良い機会だと思う。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、本日の出席者2名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における供述内容について説明を受けた後、審議のうえ量定どおり処分を決定し、そのほか意見の聴取等欠席者17名の処分を決定し、4名を再呼び出しとした。

(2) 運転免許の事後取消処分

運転管理官から、運転免許の事後取消処分に係る事案概要、対象者が弁明の機会の付与に欠席した旨の説明を受け、審議のうえ量定どおり処分を決定した。

(3) 審査請求の受理

運転管理官から、4月2日付けで公安委員会が行った処分について、審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した。

(4) 次回開催する意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理官から、5月7日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

(5) 警察署協議会委員候補者の選考

公安委員会会務官から、警察署協議会委員委嘱替えに伴う委員候補者の選考について説明を受け、決裁した。

(6) 意見聴取の開催等について

組織犯罪対策課長から、5月14日に開催する七代目合田一家に対する意見聴取の要領について説明を受け、決裁した。

(7) 飲食店に対する行政処分

生活安全企画課長から、無店舗型風俗特殊営業における風営法違反事件に係る行政処分について説明を受け、決裁した。

(8) 警察職員の派遣に係る援助要求

公安課長から、大阪府公安委員会からの2025日本国際博覧会に伴う警備諸対策に係る援助要求に関し、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

(9) 審査請求の審理

交通企画課長から、令和6年9月11日に受理の報告を受けた審査請求について、審理経過の説明を受け、裁決書を決裁した。

2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

運転管理官から、3月中の運転管理課関係及び運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、生活安全企画課長から、3月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通規制課長から、3月中の交通規制課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(2) 令和6年度下半期の会計監査実施結果

会計監査官から、令和6年度下半期における会計監査の実施結果について報告を受けた。

(3) 山口県監査委員による定期監査の実施結果

会計監査官から、令和6年度における山口県監査委員による定期監査の実施結果について報告を受けた。

(4) 永年勤続並びに優良警察職員表彰式の開催

監察官室長から、5月29日に開催される永年勤続並びに優良警察職員表彰式について説明を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。